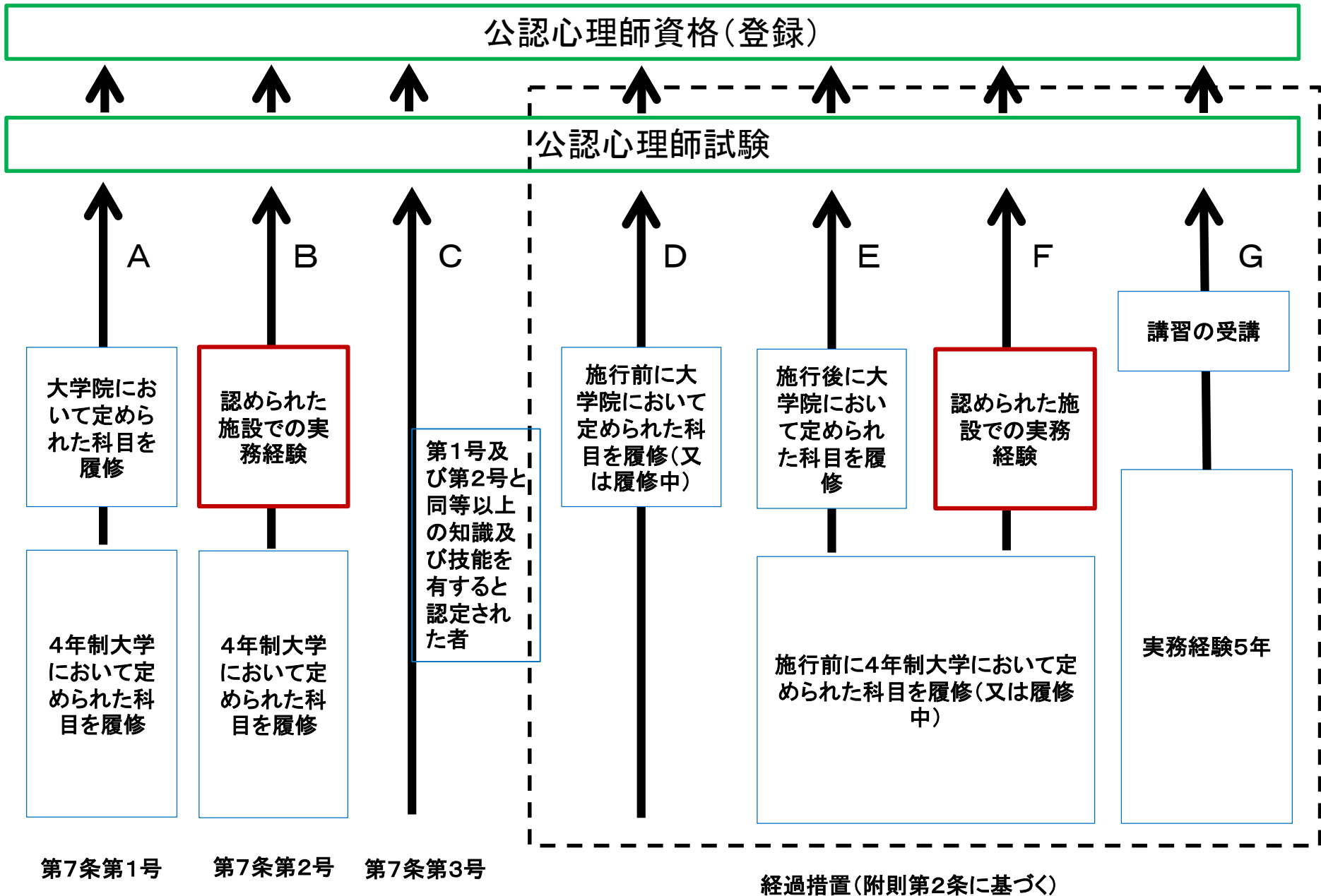


# 医療機関における公認心理師養成への協働・連携

田崎博一

一般財団法人愛成会 弘前愛成会病院

# 公認心理師の資格取得方法



# 「実務経験プログラム」の法的根拠

公認心理師法（平成27年9月16日公布、平成29年9月15日施行）

## 第7条第2号

・・・大学において必要な科目を修めた卒業し、かつ文部科学省令・厚生労働省令で定める施設において文部科学省令・厚生労働省令で定める期間以上第2条第1号から第3号に掲げる行為の業務に従事した者

## 附帯決議

第1号の者と同等以上の知識・経験を有する者に与えることになるよう・・・

カリキュラム等検討委員会報告書（平成29年5月31日）

公認心理師法施行規則（平成29年9月15日）

公認心理師法第7条第2号に規定する施設の文部科学大臣及び厚生労働大臣による認定等について（平成29年12月8日）

## カリキュラム等検討委員会の考え方

Outcome-based education (卒業時到達目標から、それを達成するようにカリキュラムを含む教育全体をデザイン、作成、文書化する教育法)の考えの下で制度設計が行われた。公認心理師の資格を得たときの姿を踏まえて、カリキュラム等が検討された。

公認心理師の業務を適切に行うために必要な役割、知識及び技能、さらに業務を行う特定分野において求められるもの等を整理し、到達目標が導かれた。

その上で、到達目標を達成できるような大学及び大学院のカリキュラム、及び実務経験プログラムの要件等が検討された。

現場で必要とされる知識・技術

到達目標の達成

大学院のカリキュラム

実務経験プログラム

大学のカリキュラム



# 実務経験プログラムの認定基準

1. 「到達目標」を達成するもの
2. 募集定員は2人以上、公募による
3. 指導者要件
4. 指導者1人につき、実務従事者は5人まで
5. 個人又は集団を対象とした心理に関する支援を720時間、240回以上
6. 心理に関する支援のケースを3例以上、及び多職種による連携の体験
7. 他領域の分野の施設で、60時間以上の見学や研修
8. 期間は標準的には3年間で終了
9. 到達目標の達成を評価できる体制

## 法第7条第2項に規定する認定施設

- 1 少年鑑別所及び刑事施設
- 2 一般財団法人愛成会 弘前愛成会病院
- 3 裁判所職員総合研修所及び家庭裁判所
- 4 医療法人社団至空会 メンタルクリニック・ダダ
- 5 医療法人社団心劇会 さっぽろ駅前クリニック

# 弘前愛成会病院実務経験プログラムの構成

- ・プログラムの設置者名称、所在地、管理者、等
- ・プログラム責任者
- ・募集人数、応募方法、採用判定方法、処遇
- ・プログラムの目標と特徴
- ・プログラムの内容及び方法
- ・プログラムの運営体制と評価
- ・プログラムの具体的内容
- ・医療以外の分野での見学・実習
- ・プログラム指導者
- ・到達目標の達成状況の評価と修了の判定
- ・プログラム実施期間
- ・週間スケジュールおよび月間スケジュール



## プログラムの具体的内容

### 1 心理的支援（33事例、254セッション、762時間）

1回のセッションで「準備・計画」「相談・助言・指導」「振り返り・指導者による助言、指導・記録」を行い、計3時間以上を充てる。

統合失調症（5事例×10セッション）

気分障害（5事例×10）

認知症を含む器質性精神障害（5事例×5）

物質使用による精神障害・依存症（2事例×10）

神経症性障害（5事例×10）

児童・思春期精神障害（3事例×10）

発達障害（1事例×5）、知的障害（2事例×2）

パーソナリティ障害（1事例×3）、高次脳機能障害（1事例×2）

# プログラムの具体的内容

## 2 治療チームへの参画（合計330時間）

多職種チーム医療の実践場面で活動の目的、方法等を理解し、各職種の役割・行動等を観察し、意見交換を行いながら、チームの一員として実践に参加する。

精神科デイケア（6時間×20日）

精神科訪問看護（6時間×20日）

就労支援（3時間×10日）

集団精神療法（2時間×10回）

心理教育（2時間×10回）

アルコール教育（2時間×10回）

## プログラムの具体的内容

- 3 新規受診患者の病歴聴取(心理アセスメントを含む)  
1事例あたり概ね2時間×100事例
- 4 心理検査  
指導者の指導の下、40種類程度の心理検査に習熟
- 5 新患・新入院カンファレンスへの参加  
毎日(週5回)、開催
- 6 病棟でのカンファレンスに参加
- 7 精神医学セミナー(若手精神科医のための研修)に参加  
外部講師を招聘し、年12回開催

## 医療以外の分野での見学・研修

各施設の担当者等から設置目的、事業内容、職員の配置、業務分担、利用者の特性、支援の具体的な内容などについて講習を受け、支援の状況を見学する。レポートの提出。

### 「福祉分野」

当院関連の社会福祉法人で運営する4事業所で研修(3時間×10回)

### 「司法・犯罪分野」

被害者支援センターで研修(6時間×5回)

### 「産業・労働分野」

一般事業所健康管理室にて研修(3時間×3回)

産業保健総合支援センターにて研修(3時間×1回)

# 実務経験プログラムの意義と課題

## 実務従事者にとって

- ・公認心理師資格取得方法の選択肢が増える。
- ・諸々の事情で大学院に入学できない者にとっての選択肢
- ・一定の収入を得ながら、資格を取得することができる。
- ・実践的な実務を経験することで当該領域において必要な知識や技能を効率的に身につけることができる。
- ・当該領域以外の分野の知識や技能の修得が不十分
- ・講義等で修得できるであろう体系的な知識や理論が不足

## 医療機関にとって

- ・臨床現場で必要な知識と実践力を身につけた者を養成できる。
- ・公認心理師としての採用後の研修が不要（即戦力）
- ・資格のない実務従事者を雇用し、教育・指導するコスト負担
- ・公認心理師試験に向けての学習をどうするか。

## 精神科病院

業務内容	人	%
外来の心理治療	375	87.2
外来の家族面接	181	42.1
外来の集団療法	112	26.0
入院の心理治療	294	68.4
入院の家族面接	82	19.1
入院の集団療法	155	36.0
心理検査	403	93.7
新患の予診	112	26.0
カンファレンス	334	77.7
会議	287	66.7
訪問学生の指導・講義	135	31.4
コンサルテーション	113	26.3
職員のメンタルヘルス支援	74	17.2
研究・自己学習	216	50.2
その他の事務	99	23.0

## 精神科診療所

業務内容	人	%
外来の心理治療	132	92.3
外来の家族面接	65	45.5
外来の集団療法	39	27.3
入院の心理治療	5	3.5
入院の家族面接	1	0.7
入院の集団療法	0	0
心理検査	115	80.4
新患の予診	64	44.8
カンファレンス	69	48.3
会議	49	34.3
訪問学生の指導・講義	23	16.1
コンサルテーション	24	16.8
職員のメンタルヘルス支援	8	5.6
研究・自己学習	70	49.0
その他の事務	39	27.3

## 「公認心理師」の関与が認められている診療行為・加算

- ・精神科デイケア、ショートケア、ナイトケア、デイナイトケア
- ・入院集団精神療法
- ・通院集団精神療法
- ・入院生活技能訓練療法
- ・認知機能検査その他の心理検査
- ・精神保健福祉士配置加算
- ・精神科リエゾンチーム加算
- ・重度アルコール依存症入院医療管理加算
- ・摂食障害入院医療管理加算
- ・児童・思春期精神科入院医療管理料
- ・退院調整加算
- ・精神療養病棟入院料

# 個々の医療技術が保険適用されるまでの基本的な流れ

臨床研究(研究データの蓄積)

関係学会等での合意形成  
要望のとりまとめ

中医協 調査専門組織  
医療技術評価分科会  
保険適用の是非について議論

ワーキンググループ委員による1次評価

分科会委員による2次評価

中医協

保険診療



# 精神科病院として期待する公認心理師の業務

- ・心理的支援(心理治療、心理面接、カウンセリング)
- ・心理アセスメント(心理検査を含む)
  - bio-psycho-social な視点
- ・チーム医療の一員として
  - 心理アセスメントと支援
  - 治療チームの力動を俯瞰したマネジメント
- ・地域連携(地域での活動の比重は今後、増加する)
  - 地域・在宅というオープンな場での治療構造
  - 地域の関連機関・他職種との協働
- ・医療以外の領域と医療とを繋ぐ役割
- ・研究的な視点を持ち、精神科医療の質的向上に貢献